

名取市教育委員会情報セキュリティポリシー

1 趣旨

名取市教育委員会情報セキュリティポリシー（以下「教育委員会セキュリティポリシー」という。）は、名取市教育委員会が取り扱う情報資産のうち、名取市が策定する名取市情報セキュリティポリシー及び名取市教育委員会が策定する名取市教育情報セキュリティポリシーの適用外となる情報資産について適切に保護するため、基本的な事項を定めるものとする。

2 定義

教育委員会セキュリティポリシーの各種用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 名取市情報セキュリティポリシー

名取市が策定する情報セキュリティポリシーをいう。

(2) 名取市教育情報セキュリティポリシー

名取市教育委員会が策定する教育情報セキュリティポリシーをいう。

(3) 情報資産

名取市情報セキュリティポリシー及び名取市教育情報セキュリティポリシーにおける情報セキュリティ対策の範囲に含まれない情報資産をいい、名取市教育委員会及び名取市教育委員会事務局が保管する情報をいう。

3 準用

情報セキュリティ対策に関し、教育委員会セキュリティポリシーに定めのない事項については、原則、名取市情報セキュリティポリシーを準用する。

この場合において、名取市情報セキュリティポリシーの2. 情報セキュリティ対策基準2. 2. 組織体制について、(1)最高情報セキュリティ責任者については教育長とし、(2)統括情報セキュリティ責任者については教育部長とし、(3)情報セキュリティ責任者、(4)情報セキュリティ管理者及び(5)情報システム管理者については教育委員会事務局の課室長とし、(6)情報システム担当者については教育委員会事務局の課室職員とし、(7)電子計算機利用検討委員会については該当なしとする。

また、名取市情報セキュリティポリシーの2. 情報セキュリティ対策基準2. 10. 1自己点検については、名取市の実施時期に合わせて実施する。

4 その他

上記事項に定めがない事項については、名取市情報セキュリティポリシーに準じ、教育委員会が決定する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。